平成２５年（フ）第１１０７号
埼玉県川口市芝新町６番４―802号　プラネット
債務者　山口　　登
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６７号
埼玉県上尾市向山１丁目25番地２
債務者　本多　博隆
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９５号
埼玉県新座市菅沢１丁目４番２号　双葉荘101号室、旧住所埼玉県新座市野火止３丁目８番８号
債務者　江崎知壽子（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９６号
埼玉県蕨市塚越５丁目31番13号　木村ハイム101号
債務者　高橋　春子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
埼玉県草加市青柳８丁目17番13号
債務者　山口亜由美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
埼玉県春日部市南３丁目18番17号
債務者　篠田美代子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
埼玉県越谷市東越谷９丁目3146番地１
債務者　奥　　研二
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
千葉県匝瑳市八日市場イ2367番地１
債務者　伊藤　朝吉
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９３号
神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園、前住所神奈川県藤沢市片瀬２丁目１番20号　サンライフ片瀬102
債務者　神野　雅洋
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４１号
神奈川県平塚市高村26番地　高村団地25―502
債務者　守泉　龍男
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７２号
神奈川県厚木市戸田1011番地１、前住所神奈川県厚木市上落合524番地１　愛甲石田ダイヤモンドマンション601
債務者　冨塚　繁男
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７３号
神奈川県厚木市戸田1011番地１、前住所神奈川県厚木市上落合524番地１　愛甲石田ダイヤモンドマンション601
債務者　冨塚　七枝
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４８４号
神奈川県厚木市恩名２丁目22番11号　ピアッツァ恩名101、前住所神奈川県厚木市田村町13番19―902号
債務者　栗林　弥一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０９号
岐阜県多治見市姫町３丁目171番地　ハイツカネハマ106
債務者　西尾　大作
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３１５号
静岡県伊東市岡1280番地の117
債務者　高田　正美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
静岡県三島市文教町２丁目15番36号
債務者　村田　俊介
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
静岡県掛川市久保２丁目７番18号　セリーズN302号
債務者　中村　一惠
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで静岡地方裁判所掛川支部破産係